

新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（医療手当）</p> <p>第三条 法第四条第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万六千四百円</u></p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万四千四百円</u></p> <p>三 その月において前条第二項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万六千四百円</u></p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万四千四百円</u></p> <p>2 同一の月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万六千四百円</u>とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（医療手当）</p> <p>第三条 法第四条第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万六千三百円</u></p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万四千三百円</u></p> <p>三 その月において前条第二項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万六千三百円</u></p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万四千三百円</u></p> <p>2 同一の月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万六千三百円</u>とする。</p> <p>3 （略）</p>

(障害児養育年金)

第四条 (略)

2 法第四条第二号の障害児養育年金(以下「障害児養育年金」という。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者(第四項において「一級障害児」という。)を養育する者 百二十一
万八百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者(第四項において「二級障害児」という。)を養育する者 九十六万
九千六百円

3 (略)

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十四万二千三百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十六万五千五百円とする。

5 (略)

(障害年金)

第五条 (略)

2 法第四条第三号の障害年金(以下「障害年金」という。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者(以下この条において「一級障害者」という。) 三百八十七万三千
六百円

(障害児養育年金)

第四条 (略)

2 法第四条第二号の障害児養育年金(以下「障害児養育年金」という。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者(第四項において「一級障害児」という。)を養育する者 百二十万
四千八百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者(第四項において「二級障害児」という。)を養育する者 九十六万
四千八百円

3 (略)

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十四万千円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十六万六千円とする。

5 (略)

(障害年金)

第五条 (略)

2 法第四条第三号の障害年金(以下「障害年金」という。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者(以下この条において「一級障害者」という。) 三百八十五万四千
四百円

<p>二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下この条において「二級障害者」という。） 三百九万九千六百円</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十四万二千三百円とし、二級障害者に支給する場合は五十六万千五百円とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(遺族年金) 第八条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 遺族年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第一項第一号に掲げる者に支給する場合 三百三十九万円</p> <p>二 第一項第二号又は第三号に掲げる者に支給する場合 二百五十四万円</p> <p>6 3 10 (略)</p>	<p>二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下この条において「二級障害者」という。） 三百八万四千元</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十四万千円とし、二級障害者に支給する場合は五十六万六百元とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(遺族年金) 第八条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 遺族年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第一項第一号に掲げる者に支給する場合 三百三十七万円</p> <p>二 第一項第二号又は第三号に掲げる者に支給する場合 二百五十三万円</p> <p>6 3 10 (略)</p>
<p>二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下この条において「二級障害者」という。） 三百九万九千六百円</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十四万二千三百円とし、二級障害者に支給する場合は五十六万千五百円とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(遺族年金) 第八条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 遺族年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第一項第一号に掲げる者に支給する場合 三百三十九万円</p> <p>二 第一項第二号又は第三号に掲げる者に支給する場合 二百五十四万円</p> <p>6 3 10 (略)</p>	<p>二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下この条において「二級障害者」という。） 三百八万四千元</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十四万千円とし、二級障害者に支給する場合は五十六万六百元とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(遺族年金) 第八条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 遺族年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第一項第一号に掲げる者に支給する場合 三百三十七万円</p> <p>二 第一項第二号又は第三号に掲げる者に支給する場合 二百五十三万円</p> <p>6 3 10 (略)</p>